(コピーをして使って下さい。)

# 就業規則(変更)届

労働保険番号 38 1 02 060951-000 整理番号 l ×

事業の種類	事業の名称		事業の所在地	
医 業	栗整形外科病院		四国中央市中之庄町398番地1	
就業規則又は	別紙のとおり			
意見の聴取年月日		令和 5 年 10 月 23 日		
意見書	下記のとおり	労働者	<b>省数</b>	47 人

令和 5 年 10 月 25 日

使用者 医療法人社団 栗整形外科病院 理事長 武 内

新居浜労働基準監督署長 殿

#### 意 見 書

別紙の職員就業規則変更に関する意見は下記のとおりである。

記

改更に同意します



令和 5年10月27日 労働者代表 職名看護職

既近藤みどり 無



栗整形外科病院

院長 武 内 啓 殿

# 変更前規則

第3章 就業時間 休憩 休日 及び休暇 第29条 (年次有給休暇)

(1) 従業員は勤続年数に応じ、1年間の出勤日の 8割以上勤務したものに対し、次の通り年次有給休暇 を与える。なお、算定期間の出勤率が8割に満たない 者には付与しない。

勤	続	年	数	0	0.5	1.5
有	給	休	暇	5	5	11

第1章 総 則

第2条 (賃金の構成)

賃金の構成は次の通りとする。

- (1)基本給、基本調整給
- (2) 諸手当(役職手当、資格手当、皆勤手当、業務 手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、 夜勤手当、家族手当、通勤手当)
- (3) 割増賃金(時間外労働割増賃金・深夜労働割増 賃金)

第3章 諸 手 当

第 11 条 (時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、 休日労働割増賃金)

(1) 所定就業時間を超えまたは休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または、休日労働割増賃金を、深夜(22時~5時までの間)において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ支給する。

時間外労働割増賃金

基本給+調整+資格+役職+皆勤/月所定労働時間× 1.25×時間外労働時間

休日労働割増賃金

基本給+調整+資格+役職+皆勤/月所定労働時間× 1.35×時間外労働時間

深夜労働割増賃金

基本給+調整+資格+役職+皆勤/月所定労働時間×

# 変更後規則

第3章 就業時間 休憩 休日 及び休暇 第29条 (年次有給休暇)

(1) 従業員は勤続年数に応じ、1年間の出勤日の 8割以上勤務したものに対し、次の通り年次有給休暇 を与える。なお、算定期間の出勤率が8割に満たない 者には付与しない。

勤	続	年	数	0.5	1.5
有	給	休	暇	10	11

第1章 総 則

第2条 (賃金の構成)

賃金の構成は次の通りとする。

- (1)基本給、基本調整給
- (2)諸手当(役職手当、資格手当、皆勤手当、業務 手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、 レク手当、交代手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)
- (3) 割増賃金(時間外労働割増賃金・深夜労働割増 賃金)

第3章 諸 手 当

第 11 条 (時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、 休日労働割増賃金)

(1) 所定就業時間を超えまたは休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または、休日労働割増賃金を、深夜(22時~5時までの間)において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ支給する。

時間外労働割増賃金

基本給+調整+資格+役職+皆勤/年平均月間労働時間×1.25×時間外労働時間

休日労働割増賃金

基本給+調整+資格+役職+皆勤/年刊与月間労働時間×1.35×時間外労働時間

深夜労働割増賃金

基本給+調整+資格+役職+皆勤/年平均月間労働時

#### 1.50×時間外労働時間

### 第19条(処遇改善手当)

- (1)介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。
- (2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。

#### 第20条(特定処遇改善手当)

- (1)特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。
- (2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。

#### 間×1.50×時間外労働時間

#### 第19条(処遇改善手当)

- (1)介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善 手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入) 社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案 してその都度決定する。
- (2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする

## 第20条(特定処遇改善手当)

- (1)特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。
- (2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。

